

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙の概要

1 関係市町村（秋田県の地先海面に沿う市町村 8市町）

秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町

2 漁業調整委員会の構成（漁業法第85条）

・ 公選委員	6人	
・ 学識経験者（知事選任委員）	3人	
・ 公益代表委員（知事選任委員）	1人	計 10人

3 公選委員の任期

任期は4年で、一般選挙の日から起算する。

ただし、委員の任期満了の日（平成28年8月14日）前に一般選挙を実施した場合は、前任の任期満了の翌日から起算する。

4 選挙期日

選挙啓発及び事務の効率化の観点から、総務省と水産庁との協議により全国的に統一して実施するよう通知があり、これを踏まえ、6月21日の県選挙管理委員会で日程等を決定している。

告示日 平成28年7月25日（月）

選挙期日 平成28年8月 3日（水）

5 選挙の管理執行（漁業法第88条）

漁業法により公職選挙法が準用され、県議会議員選挙とほぼ同様に行われ、県選挙管理委員会が直接選挙を管理執行する。

6 選挙権及び被選挙権（漁業法第89条）

海区に沿う市町村の区域に住所又は事業場を有する者で、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者。

7 選挙人名簿（漁業法第89条）

市町村選挙管理委員会が、有権者からの申請に基づいて毎年9月1日現在で資格調査し、名簿を調製し、12月5日確定する。

今回の選挙は、平成27年12月5日に確定した選挙人名簿に基づき行われる。